

周囲への影響度の判定基準表

判定区分	判定内容	該当の有無
1 隣地への影響	① 建築物から隣地境界線までの水平距離(L)が当該建築物の高さ(H)以内であること。(H>L)	有・無
	② 隣地地盤面が建築物の最も高い部分より低い位置にあること。	有・無
	③ 隣地に現に使用されている建築物が存在していること、又は隣地が多数の人に利用されていること。	有・無
2 道路への影響	① 建築物から道路境界線までの水平距離(L)が当該建築物の高さ(H)以内であること。(H>L)	有・無
	② 隣接する路面が建築物の最も高い部分より低い位置にあること。	有・無
3 河川（水路を含む。以下同じ。）への影響	建築物から河川境界線までの水平距離(L)が当該建築物の高さ(H)以内であること。(H>L)	有・無

備考) 判定区分における判定内容のいずれにも該当する場合に、当該判定区分に該当するものと判定する。

検査員 萩市職員